

市民参画の手続き

芦屋市ホームページ > 芦屋市「市民参画・協働」のページ > 市民参画の手続き

芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例(以下、条例という。)は、芦屋市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民および市が協働による住みよいまちをつくることを目的としています。

芦屋市では、市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として、市の施策の企画立案、実施および評価の過程に参加するための手続きとして次の方法をとります。

市民参画の手続き(条例第7条)

(1) 審議会等の活用

審議会等の市民委員の募集

審議会とは、地方自治法の規定により設置する審議会等および市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行なうため要綱等により設置する委員会等をいいます。

(2) 市民提案の活用

市民提案の手続き

市民提案とは、市民が自ら施策を提案し、または市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいいます。

(3) ワークショップの開催

ワークショップの参加申し込み(募集はありません)

ワークショップとは、市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行ない、施策について議論する方法をいいます。

(4) パブリックコメントの活用

パブリックコメントの募集と結果

パブリックコメントとは、市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいいます。

(5) 市長が適当と認める協議会・公聴会等の活用

協議会・公聴会・アンケート等の募集と結果

市民参画の手続き対象となるもの(条例第6条)

(1) 市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定または重要な変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、または市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定または改廃

(3)公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定またはそれらの重要な変更

(4)その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

※以下に掲げるものは除く。

(1)法令または条例に施策の実施の基準が定められ、当該基準に基づき行なうもの

(2)市税の賦課徴収および分担金、使用料、手数料等の徴収に関するもの

(3)前2号に掲げるもののほか、緊急を要するものその他やむを得ない理由があるもの

市民参画の手続きの公表(条例第13条)

市民参画の手続きに関する事項を公表する時は、次に掲げる方法のうちから適切な方法により行なうものとします。

(1)担当の所管課での閲覧

(2)市広報紙への掲載

(3)市ホームページへの掲載

(4)行政情報コーナーでの閲覧

(5)その他効果的に周知できる方法

市民参画の手続きの実施予定の公表(条例第14条)

市民参画の手続きの実施予定の公表について(平成21年7月15日)

市民とは(条例第2条)

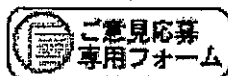
市内に在住、在勤および在学する個人ならびに市内で活動する法人その他の団体

「芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例」等は市民参画のページ
→[こちらをクリックしてください。](#)

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



[ページの先頭へ↑](#)

[トップページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報の取り扱い](#)

平成20年度 市民参画手続きの結果報告

芦屋市ホームページ > 芦屋市「市民参画・協働」のページ > 市民参画の手続き > 市民参画の手続きの結果報告(平成20年度)

芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例第14号に基づき、平成20年度における市民参画の手続きの結果を報告します。

平成20年度 市民参画の手続きの結果報告 (H20.6.15)

平成20年度に取り組みました市民参画の手続きの結果について、「芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例」第6条に規定する市民参画の対象となる項目ごとに報告します。

市民参画の手続きの実施状況一覧

審議会等の活用	15件
ワークショップの開催	0件
パブリックコメントの活用	7件
市長が適当と認める方法	12件

第6条第1項第1号

市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定または重要な変更

名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1 第3次芦屋市総合計画の検証	市民アンケート	平成20年10月7日～10月22日	総務部 行政経営課
2 芦屋市障害福祉計画第2期の策定	障害福祉計画策定委員会の開催	5回	保健福祉部 障害福祉課
	社会福祉審議会の開催	2回	
	パブリックコメントの実施	平成21年1月25日～2月24日【意見数 0件】	
	アンケート調査	平成20年8月15日～8月31日	
3 芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画の策定	障害者(児)福祉計画策定委員会の開催	5回	保健福祉部 障害福祉課
	社会福祉審議会の開催	2回	
	パブリックコメントの実施	平成21年1月25日～2月24日【意見数 1件】	
	アンケート調査	平成20年8月15日～8月31日	
4 芦屋すこやか長寿プラン21の策定	すこやか長寿プラン21策定委員会の開催	6回	保健福祉部 高年福祉課
	社会福祉審議会の開催	2回	
	パブリックコメントの実施	平成20年11月17日～12月16日【意見数 3件】	
5 芦屋市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)の策定	次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会の開催	1回	保健福祉部 子ども課
	次世代育成支援対策地域協議会の開催	2回	
	ニーズアンケート調査	平成20年12月8日～26日	

6	芦屋市健康増進・食育推進計画の策定	健康増進・食育推進計画策定委員会の開催	5回	保健福祉部 健康課
		アンケート調査	平成20年8月20日～9月3日	
7	第2次芦屋市生涯学習推進基本構想の策定	生涯学習推進基本構想素案策定委員会の開催	5回	社会教育部 生涯学習課
		パブリックコメントの実施	平成21年2月25日～3月24日【意見数 0件】	
		市民意識調査	平成20年3月21日～4月11日	
		生涯学習推進基本構想(中間まとめ)に関する市民説明会の実施	2回	

▲ページのトップへ

第6条第1項第2号

市政に関する基本方針を定め、または市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定または改廃

	名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1	(仮称)芦屋市男女共同参画推進条例の策定	男女共同参画推進委員会の開催	5回	市民生活部 市民参画課 男女共同参画推進担当
		原案策定委員会の開催	4回	
		パブリックコメントの実施	平成20年11月10日～12月9日【意見数 4件】	
		セミナーの開催	5回	
2	芦屋市都市景観条例の改正	都市景観審議会の開催	4回	都市環境部 都市計画課
		都市計画審議会の開催	4回	
		パブリックコメントの実施	平成20年7月15日～8月15日【意見数 4件】	

▲ページのトップへ

第6条第1項第3号

公共の用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定またはそれらの重要な変更

	名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1	市立芦屋病院改革プランの原案策定	改革プラン原案策定委員会の開催	4回	芦屋病院 管理課
2	公園再生計画	タウンミーティングの開催	4回	都市環境部 公園緑地課

▲ページのトップへ


第6条第1項第4号

その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

	名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1	芦屋市の国際交流のあり方	在住外国人意識調査の実施	平成20年9月29日～10月14日	市民生活部 市民参画課 国際交流担当
2	緑の保全地区の指定	環境審議会の開催	1回	都市環境部 都市計画課
			平成20年9月1日～9月15日	

		アンケート調査	日	
3	水質検査計画の策定	パブリックコメントの実施	平成21年1月26日～2月25日【意見数 0件】	水道部 水道工務課

[▲ページのトップへ](#)

 PDF版(34KB)

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちで無いかたは[こちらからダウンロード\(無償\)](#)してください。

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



[ページの先頭へ↑](#)

[トップページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報の取り扱い](#)

平成21年度 市民参画手続きの実施予定の公表

芦屋市ホームページ > 芦屋市「市民参画・協働」のページ > 市民参画の手続き > 市民参画の手続きの実施予定の公表(平成21年度)

芦屋市市民参画および協働の推進に関する条例第14号に基づき、平成21年度における市民参画の手続きの実施予定を公表します。

平成21年度 市民参画の手続きの実施予定の公表(H21.7.15)

平成21年度に取り組む市民参画の手続きの実施予定について、「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」第6条に規定する市民参画の対象となる項目ごとに公表します。

第6条第1項第1号

市の基本構想、基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定または重要な変更

名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1 第4次芦屋市総合計画の策定	素案作成市民会議	平成21年5月～12月	総務部 行政経営課
	アンケート調査・将来に向けた市民ニーズの把握	平成21年7月～8月	
2 第2次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針の策定	市民意識調査・人権問題に関する意識の把握	平成21年10月～11月	市民生活部 市民参画課 人権推進担当
3 芦屋市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)の策定	原案策定委員会の開催	4回	保健福祉部 こども課
	パブリックコメントの実施	平成21年10月～11月	
	地域協議会の開催・原案策定に向けての意見交換	平成21年3月～7月	
4 芦屋市健康増進・食育推進計画の策定	策定委員会の開催	1回	保健福祉部 健康課
	パブリックコメントの実施	平成21年5月～6月	
5 芦屋市地域防災計画の改定	市防災会議の開催	1回	都市環境部 防災安全課
	パブリックコメントの実施	平成21年10月	
6 芦屋市水道事業会計次期財政計画の策定	水道事業経営審議会の開催	3回	水道部 管理課

[▲ページのトップへ](#)

第6条第1項第2号

市政に関する基本方針を定め、または市民に義務を課し、若しくは権利を制限する条例の制定または改廃

名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1 芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例の一部改正	パブリックコメントの実施	平成21年3月～4月	都市環境部 環境課
2 (仮称)芦屋市文化基本条例の策定	原案策定委員会の開催	5回	社会教育部 生涯学習課
	パブリックコメントの実施	平成21年9月	

▲ページのトップへ

第6条第1項第3号

公共の用に供される大規模な施設の設置にかかる基本計画等若しくはその利用や運営に関する方針の策定またはそれらの重要な変更

名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1 公園再生計画の策定	公園再生計画タウンミーティングの開催	平成21年9月～10月	都市環境部 公園緑地課

▲ページのトップへ

第6条第1項第4号

その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入または改廃

名称	手続き	設置・実施時期等	担当課
1 芦屋市の国際交流のあり方	(仮称)芦屋市国際交流推進懇話会の設置	平成21年5月設置 5回	市民生活部 市民参画課 国際交流担当
2 芦屋市の保育所運営のあり方	(仮称)芦屋市保育所運営のあり方検討委員会の設置、開催	平成21年6月設置	保健福祉部 こども課
3 災害時要援護者の避難支援計画の策定	パブリックコメントの実施	平成21年10月	都市環境部 防災安全課
	原案策定委員会の開催		
4 芦屋川地区景観地区の指定	都市景観審議会の開催	3回	都市環境部 都市計画課
	都市計画審議会の開催	3回	
	パブリックコメントの実施	平成21年8月・平成22年3月	
	アンケート調査の実施	平成21年4月・平成21年10月	
5 緑の保全地区の指定	審議会の開催	3回	都市環境部 都市計画課
	パブリックコメントの実施	平成21年9月	
	アンケート調査の実施	平成21年6月	
6 潮芦屋地区の土地利用	パブリックコメントの実施	平成21年4月～5月	都市環境部 都市計画課
7 水質検査計画の策定	パブリックコメントの実施	平成22年2月	水道部 水道工務課

▲ページのトップへ

PDF版(29KB)

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない場合はこちらからダウンロード(無償)してください。

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



審議会等の活用

芦屋市ホームページ > 芦屋市「市民参画・協働」のページ > 市民参画の手続き > 審議会の活用

審議会とは、地方自治法の規定により設置する審議会等および市の施策の企画立案・意見交換・提言等を行なうため要綱等により設置する委員会等をいいます。

審議会等の市民委員の募集

募集 (広報あしや)PDF	名称	担当課	募集期間	状況
H21.6.1 (2面)	「水道事業経営審議会」市民委員を募集	水道管理課 TEL:38-2080	H21.6.1~6.15	終了
H21.4.15 (5面)	「芦屋市市民参画協働推進会議」市民委員を募集	市民参画課 TEL:38-2007	H21.4.15~5.15	終了
H21.4.1 (2面)	「芦屋市男女共同参画推進審議会」市民委員を募集	市民参画課 男女共同参画 推進担当 TEL:38-2023	H21.4.1~4.20	終了
H21.4.1 (2面)	「(仮称)芦屋市国際交流推進懇話会」市民委員を募集	市民参画課 国際交流担当 TEL:38-2008	H21.4.1~4.20	終了
H21.3.15 (3面)	総合計画(素案)の市民委員を募集	行政経営課 TEL:38-2005	H21.3.16~4.20	終了
H20.12.15 (3面)	(仮称)芦屋市文化基本条例原案策定委員会「市民委員」	生涯学習課 TEL:38-2091	H20.12.15~ H21.1.15	終了
H20.11.1 (4面)	市立芦屋病院改革プラン原案策定委員会	病院総務課 TEL:31-2156	H20.11.1~11.10	終了
H20.9.1 (2面)	芦屋市都市景観審議会	都市計画課 TEL:38-2073	H20.9.8~9.22	終了
H20.8.1 (4面)	芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画原案策定委員会	こども課 TEL:38-2045	H20.8.1~8.20	終了
H20.7.1 (4面)	芦屋市障害者(児)福祉計画(第5次中期計画)・芦屋市障害福祉計画(第2期)策定委員会	障害福祉課 TEL:38-2043	H20.7.1~7.15	終了
H20.6.1 (4面)	芦屋市健康増進・食育推進計画策定委員会	健康課 TEL:31-1586	H20.6.1~6.16	終了

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちで無いかたはこちらからダウンロード(無償)してください。

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



[ページの先頭へ↑](#)


市民提案の活用

[芦屋市ホームページ](#) > [芦屋市「市民参画・協働」のページ](#) > [市民参画の手続き](#) > [市民提案の活用](#)

市民提案とは、市民が自ら施策を提案し、または市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいいます。

市民提案の手続き

■市に施策等の提案をされる際は、こちらの用紙で提出してください。

・[市民提案書\(施行規則様式第1号\)](#)  PDF(13KB)

■現在、市から市民提案を求めている案件はありません。

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちで無いかたは[こちらからダウンロード\(無償\)](#)してください。

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



[ページの先頭へ↑](#)

[トップページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報の取り扱い](#)

ワークショップの開催

[芦屋市ホームページ](#) > [芦屋市「市民参画・協働」のページ](#) > [市民参画の手続き](#) > [ワークショップの開催](#)

ワークショップとは、市の施策の策定に当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行ない、施策について議論する方法をいいます。

ワークショップの参加申し込み

■平成20年4月1日～平成21年1月31日 までのワークショップ開催の予定はありません

■ワークショップに参加希望のかたは、こちら用紙で申し込みください

・[ワークショップ参加申込書\(施行規則様式2号\)](#)  PDF(14KB)

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。

Adobe Readerをお持ちで無いかたは[こちらからダウンロード\(無償\)](#)してください。

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



[ページの先頭へ↑](#)

[トップページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報の取り扱い](#)

パブリックコメントの活用

芦屋市ホームページ > 芦屋市「市民参画・協働」のページ > 市民参画の手続き > パブリックコメントの活用




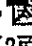
パブリックコメントとは、市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考えおよび結果を公表する手続きをいいます。

パブリックコメントの募集と結果

平成21年度

現在募集中のパブリックコメント

募集 (広報あしや)PDF	名称	担当課	募集期間	状況	結果の公表 (広報あしや)
現在募集はありません。					

募集 (広報あしや)PDF	名称	担当課	募集期間	状況	結果の公表 (広報あしや)
 H21.5.15(3面)	「芦屋市健康増進・食育推進計画(中間案)」に関する意見募集	健康課 TEL:31-1586	H21.5.25 ~6.24	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21.8.1(3面) ・ホームページ
 H21.4.1(2面)	「潮芦屋フリーゾーン土地利用(案)」への意見募集	都市計画課 TEL:38-2073	H21.4.13 ~5.12	終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ H21.7.15(2面) ・ホームページ

上記pdfファイルをご覧になるためにはAdobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない場合はこちらからダウンロード(無償)してください。

バックナンバー

・平成20年度

問い合わせ

市民生活部市民参画課市民参画担当

〒659-8501(住所不要) TEL 0797-38-2007 FAX 0797-38-2004



ご意見応募
専用フォーム



問い合わせ用
専用フォーム

[ページの先頭へ↑](#)

[トップページ](#) | [問い合わせ](#) | [サイトマップ](#) | [サイトポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [個人情報の取り扱い](#)

芦屋市健康増進・食育推進計画(中間案)に関する意見募集の実施結果

▶▶意見募集

芦屋市健康増進・食育推進計画(中間案)について意見募集を行ったところ、次の意見をいただきありがとうございました。

ご意見の要旨とそれに対する市の考え方について、下記にまとめましたので、お知らせします。

パブリックコメント 意見提出 1人 3件

実施状況

意見募集期間

平成21年5月25日(月曜日)から平成21年6月24日(水曜日)

意見公表の方法

市広報紙平成21年5月15日号および市ホームページに掲載

健康課および行政情報コーナー(市役所北館1階)、ラポルテ市民サービスコーナーで閲覧

実施結果

意見の提出件数

1人 3件

意見等の内訳

安心できる医療体制の確立と保育施設の充実に関する意見 1件

思春期保健の課題と取り組みに関する意見 1件

食育は義務教育の中での活動を重視した取り組みに関する意見 1件

意見等の取扱い

計画に一部反映 1件

原案で考慮済み 1件

原案で考慮済み 1件

該当項目

- 【芦屋市健康増進・食育推進計画】第3章健康増進計画3「すこやか親子21計画」の(5)小児医療の充実
- 第3章健康増進計画3「すこやか親子21計画」の(4)思春期保健対策の充実
- 第4章食育推進計画の3の(4)食育推進の取り組み

● 意見の概要および市の考え方・回答

意見の要旨

- 【健康増進計画】
「子どもを安心して生み育てることのできるまち」にしたい。出産の医療体制について不安がある。安心できる医療体制の確立や市立芦屋病院を地域の中核病院として位置づけ、民間病院や個人病院とのネットワークをしっかりと作っていく取り組みを望みます。また、保育施設を充実し具体化してほしい。
- 【健康増進計画】
思春期保健の課題について、生徒と先生とのよい関係を作ることや、地域の大人たちからの生の声を聞くことなど多面的な取り組みをしてほしい。
- 【食育推進計画】
義務教育の期間にしっかりと身につけるようにしていただきたい。

市の考え方

- 出産の医療体制につきましては、現在、市立芦屋病院では外来から入院診療に至る周産期医療の提供や、地域の中核病院として、市内の診療所等との協力・共同により切れ目のない総合診療を提供しています。
保育施設の充実につきましては、現在策定中の芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画(後期)の中で、ニーズに沿った内容が反映できるよう努めてまいります。
- 思春期保健につきましては、新規に実施する健全母性育成事業の中で、教育委員会等と連携し取り組んでまいります。
- 食育は、家庭はもとより、保育所、幼稚園、学校、地域の連携した取り組みが必要です。学校で学んだことが、こどもから大人へ、また、給食展などを通じて各家庭へ広がっていくよう、生きた教材としての小学校給食を充実し、食育を推進してまいります。

問い合わせ

芦屋市保健福祉部健康課

〒659-0065 芦屋市公光町5-10

TEL:0797-31-1586/FAX:0797-31-1018

[ページの先頭へ↑](#)

潮芦屋フリーゾーン土地利用(案)に関する市民意見募集の実施結果

意見募集

潮芦屋地区フリーゾーンの「兵庫県企業庁土地利用案」について、市民の皆さんのご意見を募集したところ、63通65人のかたから189件の提出がありました。

土地利用案に対する意見の集計結果と、提案や要望のあった主な意見を紹介します。

パブリックコメント 意見提出63通65人189件

実施状況

意見募集期間

平成21年4月13日から5月12日(火曜日)まで

意見公表の方法

市ホームページに掲載

都市計画課および行政情報コーナーで閲覧

市民周知の方法

市広報紙4月1日号に掲載し、市ホームページにも掲載

兵庫県企業庁の土地利用案に対する意見

商業施設の土地利用

- 賛成意見 18人(27.7%)
- 反対意見 13人(20.0%)
- 意見なし 34人(52.3%)

ランドマークとなる建物

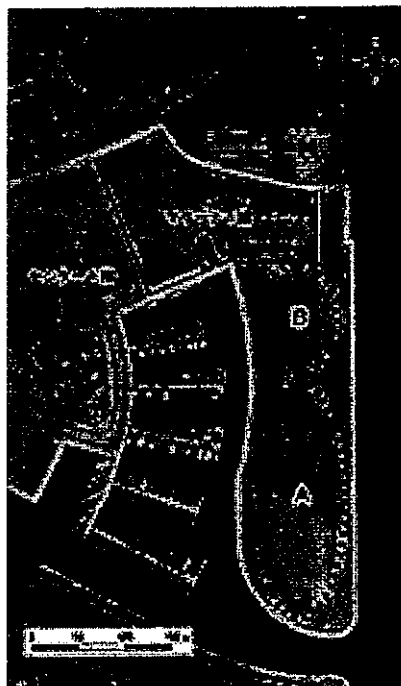
- 賛成意見 0人(0%)
- 反対意見 47人(72.3%)
- 意見なし 18人(27.7%)

滞在型施設(ホテル等)

- 賛成意見 5人(7.7%)
- 反対意見 16人(24.6%)
- 意見なし 44人(67.7%)

用途地域(容積率)

- 賛成意見 0人(0%)
- 反対意見 11人(16.9%)
- 意見なし 54人(83.1%)



【兵庫県企業庁の土地利用案】

- A部分 潮芦屋地区のランドマークとなる滞在型施設やマリーナ関連商業施設用地(例.ホテル・マリーナ関連の店舗等)

- B部分 マリーナ関連施設用地(例.ポート置場の拡張用地等)
- 《用途地域》近隣商業地域
滞在型施設や商業施設を誘致するため、用途地域を変更する。
 - 建ぺい率 80%(A・B部分)
 - 容積率 300%(A部分)・200%(B部分)

意見の中にあつた主な提案や要望

※複数意見

- 公園・緑地・憩いの場の施設がよい(34件)
- 住民が利用できる店舗・レストラン・飲食店等の商業施設がよい(18件)
- 市民が楽しめるスポーツ施設・ドッグラン・釣り場などがよい(10件)
- 何も作らないで、現状のままにしておいてほしい(10件)
- 公共施設(図書館・児童館・郵便局等)を建設してほしい(8件)
- 滞在型施設(ホテル等)ができるとよい(5件)
- 避難場所(防災訓練場)や防災施設を備えた防災拠点としての活用がよい(4件)
- 駐車場(4件)
- 住宅地としての土地利用がよい(1件)

今後の進め方

いただいたご意見を参考にして、今後、土地利用の方向性や都市計画についても、兵庫県企業庁と協議していきます。

なお、いただいたご意見の全容および市の考え方などについては、後日、市ホームページで公表します。

問い合わせ

芦屋市都市環境部都市計画課
〒659-8501 芦屋市精道町7-6 芦屋市役所
TEL:0797-38-2109/FAX:0797-38-2164

[ページの先頭へ↑](#)